

External Supplier Control Obligations

デジタルアクセシビリティ

サプライヤーが提供する、またはサプライヤーが Barclays の活動を行う際に使用する音声・映像コンテンツ、ウェブサイト、ウェブアプリケーション、モバイルアプリ、ソフトウェアおよび情報端末などのユーザーインターフェースを備えた製品、サービス、情報および技術 (以下「**デジタル製品**」) はいずれも、すべての適用法 (2010 年英国平等法を含む) に従い、障がいのある方を含むすべての人がアクセスできるものでなければなりません。**デジタル製品**は、ウェブコンテンツアクセシビリティガイドライン (WCAG) の v2.1 AA レベル以降の版で定められているアクセシビリティ要件など、国際的に認められている最新のアクセシビリティ規格 (「**デジタルアクセシビリティ規格**」) を満たしている必要があります。

サプライヤーは、すべての **デジタル製品** (その後の大幅な更新や新バージョン、後継機種を含む) が、**デジタルアクセシビリティ規格** を満たしていることをサプライヤーの費用負担において継続的に確認するものとします。

デジタル製品がデジタルアクセシビリティ規格 を満たしているということは、Barclays のお客様や障がいのある方を含むすべての人が簡単に見たり、聞いたり、理解したり、使用したりできることを意味します。障がいのある方が当社のデジタル製品を使用することから取り残されたり置き去りにされたりしないようにするために、法的要件、商業的機会、道徳的義務があります。

Barclays は、サプライヤーが Barclays のデジタルアクセシビリティポリシーを満たしているかどうかを定期的に確認する場合があります。これには、障がいのある方が当社のデジタル製品の使用から取り残されたり置き去りにされたりしないようにするための法的要件、商業的機会、道徳的義務が含まれます。

管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
アクセス可能なデジタル製品の設計と提供	1. デジタルアクセシビリティ規格への適合	<p>契約の締結以降、サプライヤーは 本デジタル製品 に重要な変更 (主要なアップグレードなど) があるたびに自社の デジタル製品 が最新の デジタルアクセシビリティ規格 に適合していることを継続的に自らの費用で確認しなければなりません。</p> <p>サプライヤーは、任意の製品アクセシビリティテンプレート (VPAT) または同等のアクセシビリティ適合レポートを提供することにより、そのような適合性を立証できなければなりません。</p>	<p>Barclays の顧客および従業員のシステムではデジタルアクセシビリティの程度が不十分である場合、障がいのある方が使用することが困難または不可能になり、顧客満足度が低下するだけでなく、法的、評判、行動上のリスクが発生します。</p> <p>サプライヤーは、障がいのある方のアクセシビリティに関するニーズを満たし、多様性を受容するデジタル製品を提供するために、関連するアクセシビリティ規格、技術革新、ベストプラクティスが業務に組み込まれていることを示すことができます。</p>
	2 アクセシビリティの監視と報告	<p>サプライヤーは、契約期間中、アクセシビリティへの適合を維持するために、VPAT (または同等のアクセシビリティ適合性報告書) で不適合が確認された場合にはそれを追跡、監視、および修正するための明確な説明能力を備えた、確立されたアクセシビリティポリシー、プログラム、およびプロセスを有している必要があります。</p> <p>これには、少なくとも6か月ごとに、サプライヤーの責任業務執行者に適合レベルと改善の進捗を監視し報告するプロセスを含む必要があります。</p>	<p>サプライヤーは、Barclays の顧客に提供するすべてのデジタル製品について、アクセシビリティへの適合を示す根拠を提供しなければならず、また、不適合が認められた場合には、それらを適時かつ自己の費用負担において是正しなければなりません。</p> <p>アクセシビリティへの取り組みや方針を持つサプライヤー、説明責任のある指導者、訓練を受けたスタッフは、製品がお客様にとって利用しやすいものであることを確実にするよう努めるものとします。</p>

管理エリア	管理対象	管理内容	本件が重要である理由
		<p>デジタルアクセシビリティ規格は、サプライヤーの製品開発ライフサイクル、調達プロセス、およびスタッフ研修に織り込まれている必要があります。</p>	
	<p>3 多様なユーザーとの意見交換とテスト</p>	<p>サプライヤーは、製品開発ライフサイクルの一環として、ユーザーテストおよび障がいのある方との意見交換を行い、最低限のアクセシビリティ規格/コンプライアンスを超えることに努めるものとします。</p> <p>障がいのあるユーザーが問題提起したり、サポートを求めるためには、明確で適切なフィードバックの仕組みが存在していなければなりません。</p>	<p>これらの製品は、障がいがある方によって、障がいのある方のために、障がいのある方と共にデジタル製品を開発することで、障がいのある方を排除するリスクを軽減し、すべての方の体験を向上させます。</p>